はじめに

県都『あきた』成長 プランについて

1. 計画策定の目的

総合計画は、市政推進の基本方針として定めるものであり、昭和36年の第1次計画策定以来、おおむね5年ごとに計画の見直しを行いながら、時代の変化に合わせて本市の目指すべき方向を定めてきました。

「第11次秋田市総合計画」（以下「前計画」という。）は、大都市圏と地方の格差拡大の解消、旧河辺町・旧雄和町との合併により生じた変化への対応、住民自治の充実を目指した市民協働・都市内地域分権の推進などを市政運営に反映させることを目的に、平成19年3月に策定しました。

しかしながら、自立した自治体運営が求められる地域主権型社会の推進や、地球温暖化対策による低炭素社会の実現といった時代背景に加え、急速な少子高齢化の進行や人口減少、厳しい財政状況、自殺対策をはじめとする新たな行政課題の増加など、本市を取り巻く社会状況はさらに大きく変化しています。

このような現状や課題を踏まえ、これから本市が目指すべき将来を示し、市民とともに元気な秋田市をつくっていくため、前計画を見直し、新たな総合計画「県都『あきた』成長プラン」（以下「本総合計画」という。）を策定することにしました。

2. 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

本総合計画は、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とします。

(2) 計画の構成

本総合計画は、「基本構想」と「推進計画」の2部構成としています。

「基本構想」は、本市の総合的かつ計画的な行政経営をはかるため、5年間の計画期間を通した目標とそれを実現するための基本的な考え方を示すものであり、基本構想の意義、総合計画推進のために、基本理念、将来都市像および成長戦略で構成されます。

「推進計画」は、基本構想で定めた基本理念を踏まえ、計画期間内の具体的な取組を示すものであり、推進計画の意義、計画実施にあたっての取組、将来都市像別推進計画、成長戦略別推進計画、財政推計および地域別整備方針で構成されます。

本総合計画の構成イメージ

本総合計画の期間イメージ

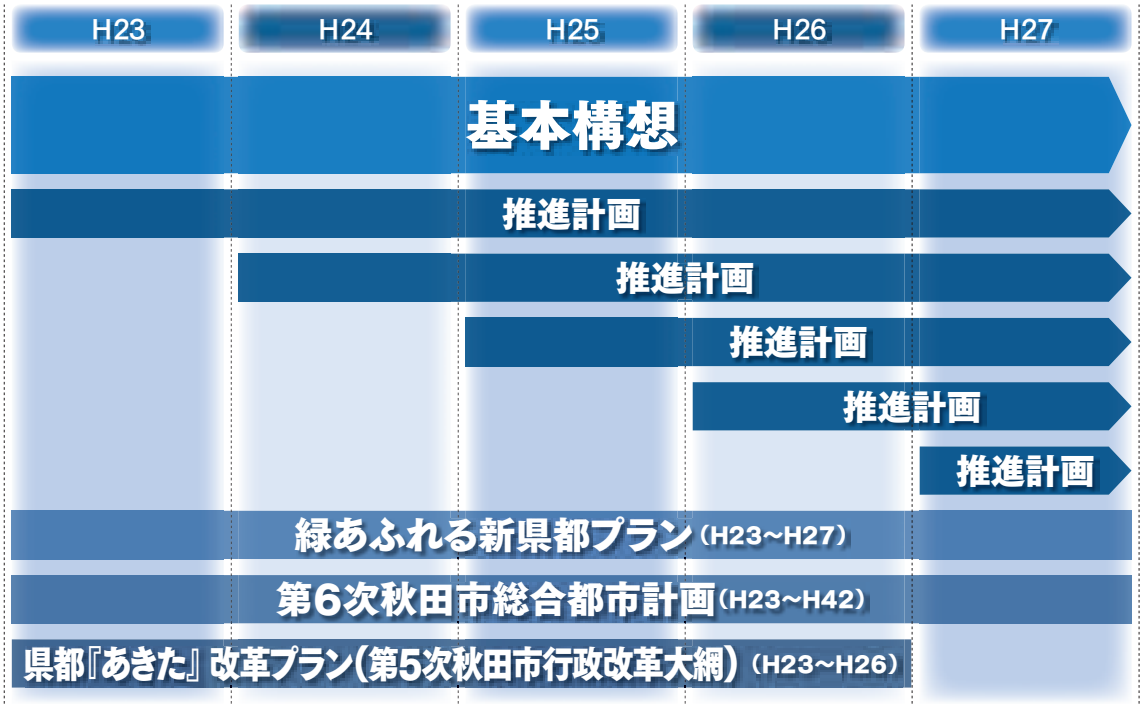

3. 計画の特徴

(1) 時代の変化への対応

これまでの総合計画は、計画期間をおおむね10年間としてきましたが、社会経済情勢がめまぐるしく変化していることから、本総合計画は、計画期間を5年間とし、時代の変化に対応しやすい計画としました。

このうち、推進計画については、毎年度事業をローリングすることにより見直すとともに、具体的な取組を示すことで、今後本市がどのような施策展開を行っていくのかを明らかにした計画としています。

(2) 成長戦略の設定

本総合計画には、「秋田市を元気にすること」「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」の実現を目指し、今後成長させることが必要な分野において、一体的かつ集中的に経営資源を投入する成長戦略を新たに設定しました。

4. 計画策定の背景

(1) 市民意識

市民意識は、平成17年度と20年度に実施した市民意識調査※結果に基づき、秋田市の住みごこちや力を入れて欲しい施策などについて分析を行いました。秋田市の評価(住みごこち、分野別評価)と力を入れて欲しい施策の詳細は、以下のとおりとなっています。

ア 秋田市の評価

【住みごこち】

秋田市の「住みやすさ」について、「住みやすい」から「住みにくい」までの5段階で質問しました。結果は、秋田市民の「住みやすさ」の評価は良く、「住みやすい」22.0%、「どちらかといえば住みやすい」44.9%となっており、肯定的な評価は、約70%でした。

17年度実施の前回調査と比べると、「住みやすい」は2ポイント高くなっています。

選択肢	17年度	20年度
住みやすい	20.8%	22.0%
どちらかといえば住みやすい	47.5%	44.9%
どちらともいえない	18.0%	18.2%
どちらかといえば住みにくい	8.1%	8.3%
住みにくい	2.3%	3.0%
無回答	3.3%	3.6%

一方、「住みにくい」は3.0%、「どちらかといえば住みにくい」は、8.3%で、否定的な評価は約11%となっており、総合的にみれば、秋田市は“住みやすい都市”と評価されているようです。

【分野別評価】

秋田市の行政サービスなど市民の日常生活に深く関わる30項目について、市民がどのように感じているのか、「よい」から「悪い」までの5段階で質問しました。

最も評価が高かったのは、「公園や緑地、街路樹などの豊かさ(44.2%)」で、以下「ごみの収集・処理やリサイクルへの取組(42.0%)」、「広報あきたなど市政情報の得やすさ(35.3%)」、「食の安全・安心(34.7%)」と日常生活に身近な項目が評価されています。(( )内の数値は、「よい」「どちらかといえばよい」の合計値)

最も評価が低かったのは、「産業や雇用の状況(86.0%)」で、次いで「まちのにぎわい(72.3%)」、「観光地としての魅力(61.2%)」、「冬期の除雪(57.1%)」となっています。(( )内の数値は、「悪い」「どちらかといえば悪い」の合計値)

評価が高い項目(「よい」「どちらかといえばよい」)

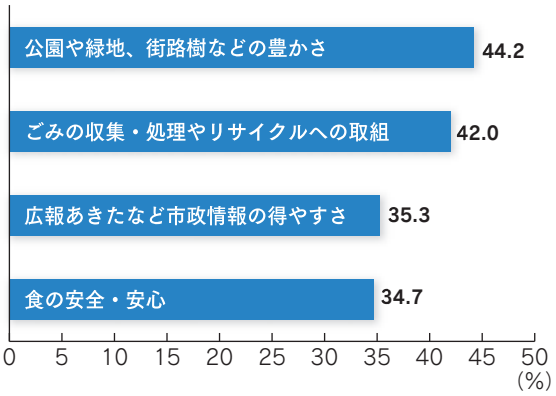

評価が低い項目(「悪い」「どちらかといえば悪い」)

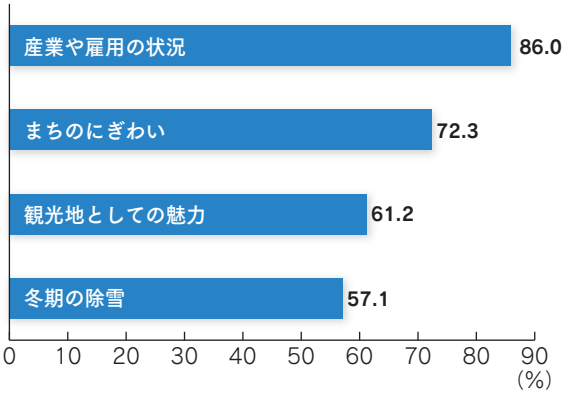

※17年度に実施した「秋田市しあわせづくり市民意識調査」は、対象者15歳以上の市民10,000人のうち、4,054人から回答がありました。20年度に実施した「秋田市しあわせづくり市民意識調査Ⅱ」は、対象者15歳以上の市民3,000人のうち、1,583人から回答がありました。

17年度実施の前回調査と比べると、「道路の整備状況」や「まちなみなどの景観」など社会資本整備と深く関わる分野は、評価が高くなってきています。また、全体的評価が低い「冬期の除雪」についても、若干ではあるものの、評価が上がってきています。

一方、「まちのにぎわい」や「産業や雇用の状況」は、特に評価が下がっており、昨今の景気動向が如実に現れた結果となっています。加えて、「バス、電車などの利用のしやすさ」も評価が低くなっており、「悪い」評価が過半数を超えています。

○評価が上がった項目
（「よい」「どちらかといえばよい」の合計）

項目名	17年度	20年度	増加
道路の整備状況	20.3%	23.6%	3.3
大雨、地震など自然災害への安全性	16.1%	18.7%	2.6
公園や緑地・街路樹などの緑の豊かさ	42.6%	44.2%	1.6
冬期の除雪について	11.3%	12.8%	1.5
まちなみなどの景観	17.9%	18.8%	0.9

○評価が下がった項目
（「悪い」「どちらかといえば悪い」の合計）

項目名	17年度	20年度	増加
バス、電車などの利用のしやすさ	48.9%	56.6%	7.7
まちのにぎわい	65.2%	72.3%	7.1
経済・学術交流など国際化の進みぐあい	44.5%	49.8%	5.3
産業や雇用の状況	81.1%	86.0%	4.9
買い物のしやすさ	25.5%	28.5%	3.0

｜イ｜力を入れて欲しい施策

秋田市が行っている施策のうち、力を入れて欲しいものを32項目の中から五つ選択してもらいました。分野別評価で「悪い」という評価が多かった施策が上位に位置づけられています。

◆17年度調査上位10項目

1）冬期の除雪	60.4%
2）雇用対策	47.4%
3）高齢者福祉	39.4%
4）中心市街地のにぎわい創出	38.4%
5）商工業の振興や地元経済の活性化	30.2%
6）子育て支援	29.3%
7）道路交通網の整備	23.9%
8）バス路線の維持	20.2%
9）健康づくり・医療・保健衛生	19.5%
10）防犯・防災対策	18.6%

◆20年度調査上位10項目

1）雇用対策	60.0%
2）冬期の除雪	56.9%
3）高齢者福祉	40.5%
4）中心市街地のにぎわい創出	37.7%
5）商工業の振興や地元経済の活性化	36.6%
6）バス路線の維持	22.9%
7）子育て支援	21.5%
8）健康づくり・医療・保健衛生	18.5%
9）道路交通網の整備	17.8%
10）観光振興	15.5%

上位10施策をみると、前回調査、今回調査ともにほぼ同じ施策がおおむね同じ順位となっていますが、「雇用対策」は現在の社会情勢を反映し、前回調査の2位から今回調査では1位となり、その比率も10ポイント以上高くなって60.0％にも達しています。同様に「商工業の振興や地元経済の活性化」も順位は変わらないものの、6ポイント高くなって、5位に位置づけられています。

また、10位には、前回調査で上位になかった「観光振興」があげられており、観光産業の振興に対する期待が高まっています。

⑵ 人口

｜ア｜人口動態

平成17年国勢調査における秋田市の人口は、333,109人であり、東北の都市の中では4番目、県庁所在地にあっては2番目に多くなっています。

現在の秋田市の人口は、第1次秋田市総合計画策定時期に行われた昭和35年国勢調査の結果と比較すると約1.69倍に増加しています。また、その間の人口推移を国勢調査が実施された5年ごとで見ると、常に増加傾向にありました。

しかし、この右肩上がりで増加していた人口も、17年の市町合併による増加分を除くと減少に転じています。

人口の増減は、自然動態(出生数・死亡者数)と社会動態(転入者数・転出者数)が要因となります。自然動態、社会動態ともに、過去には増加傾向にあったものが、17年の国勢調査以降は減少している状況となっています。

また、世帯数は、昭和35年からこれまで増加傾向が続いています。一方、1世帯あたりの人数は減少傾向にあり、35年の世帯人員は4.72人でしたが、平成17年には2.54人に減っています。

｜イ｜人口推計

平成22年の人口は、324,377人で、17年国勢調査人口の333,109人から4年間で8,732人減少していますが、今後はこれを上回るペースで人口が減少していくことが予測されます。

また、22年の年齢3区分別人口の割合は、年少人口(0～14歳)が12.31％、生産年齢人口(15～64歳)が63.67％、老年人口(65歳以上)が24.02％で、今後は、年少人口および生産年齢人口が減少傾向にある一方で、高齢者の人口は一貫して増加し、37年には老年人口が34.19％となり、およそ3人に1人が高齢者となります。

【人口の推計方法：コーホート要因法】

「コーホート要因法」とは、時間の経過に伴い生じる、ある一定期間に出生した集団(コーホート)の自然動態および社会動態といった変化をもとに将来人口を推計する方法です。

例えば、現時点で20～24歳である人口集団は、5年後に25～29歳になり、その集団の人口は死亡や移動によって変化することとなります。したがって、ある年齢集団に生残率と純移動率を掛けあわせたことで得られる5年後の人口数を推計し、また、出産年齢層(15～49歳)に5歳階級年齢ごとの出生割合を掛けあわせて単年ごとの出生数を算出した上で5年間の出生数を推計し、それらを積み上げることにより全体の人口を推計するものです。

人口世帯の推移

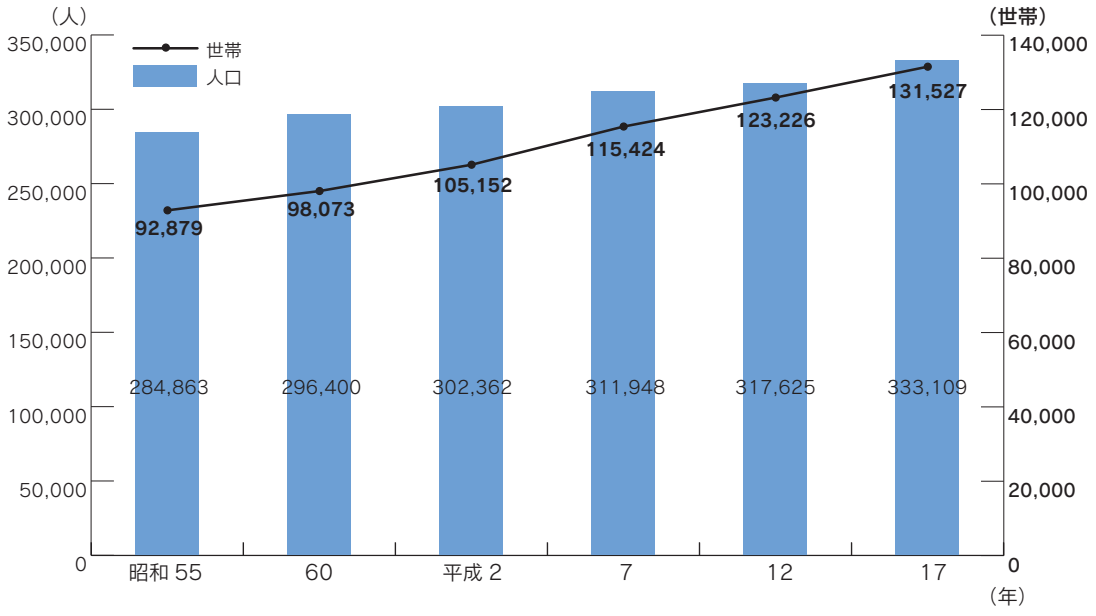

総人口・年齢3区分別人口・割合の推移

推計年次	全体人口			年齢(3区分)別人口			年齢(3区分)別割合		
	総人口	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
2010年(平成22年)	324,377	152,836	171,541	39,945	206,528	77,904	12.31%	63.67%	24.02%
2015年(平成27年)	310,432	145,755	164,677	35,467	187,782	87,183	11.43%	60.49%	28.08%
2020年(平成32年)	294,720	137,856	156,864	31,144	170,537	93,039	10.57%	57.86%	31.57%
2025年(平成37年)	277,791	129,357	148,434	26,864	155,949	94,978	9.67%	56.14%	34.19%
2030年(平成42年)	260,128	120,495	139,633	23,543	141,869	94,716	9.05%	54.54%	36.41%

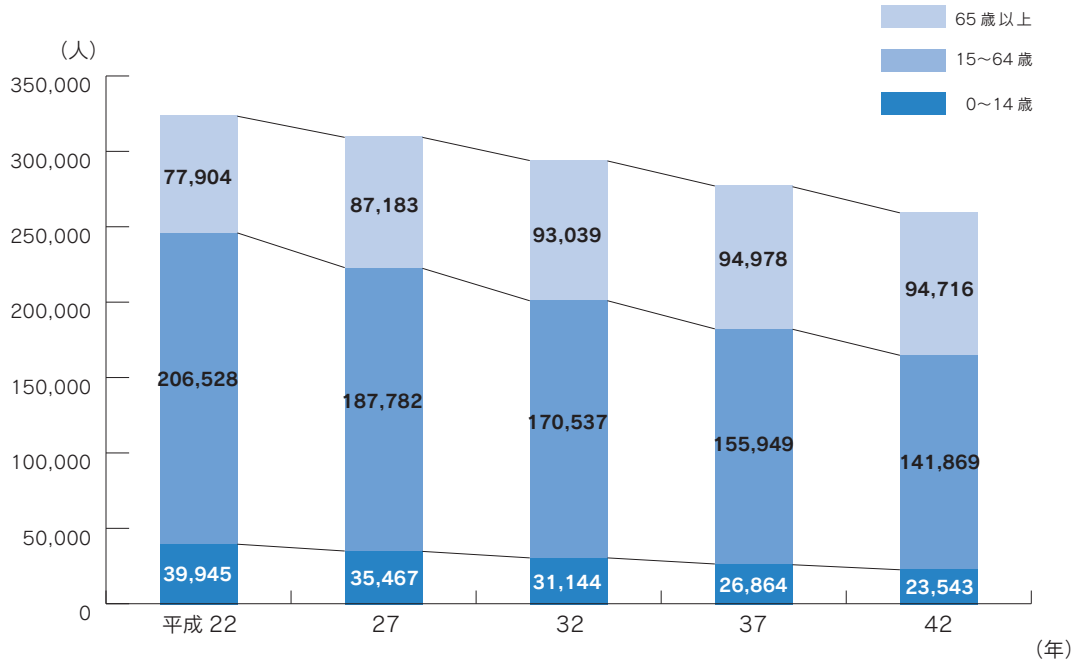

(3) 財政状況

本市の財政状況は、市税収入が大幅に落ち込む中で、景気の先行きが不透明であり、扶助費※1が増加傾向にあることに加え、新庁舎建設などの大規模事業が計画されているなど、今後も収支不足が生じることが予想され、歳入規模に見合った歳出構造への転換をはかることが喫緊の課題となっています。

また、平成27年度以降は、合併算定替え※2期間の終了により、地方交付税が大幅に減少する見通しであるため、職員数の削減や事務事業の見直しといった行財政改革が求められる状況となっています。

※1 扶助費
生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなどをいう。市が法律に基づかないで、単独施策として行うサービスなども扶助費に含まれる。

※2 合併算定替え
合併後であっても、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障し、合併による普通交付税算定上の不利益を被ることのないよう配慮した算定方法。

｜ア｜歳入・歳出

市税は、個人市民税における扶養控除の見直しや固定資産税における新・増築家屋の増に加え、経済活動が回復基調であることを勘案し、若干の増加を見込みます。また、子ども手当の創設による地方特例交付金※3の増加を見込みます。

一方、地方財政計画※4は今後も縮小傾向が続くことが予想されることから、臨時財政対策債※5を含めた実質的な地方交付税の減少を見込みます。これにより、一般財源※6総額は若干増加しますが、少子高齢化などの影響による扶助費の増加に加え、大規模事業の実施により、投資的経費※7や公債費※8が増加し、収支不足を財政調整基金と減債基金からの繰入金で補てんする状況が続くものと見通しています。

歳入・歳出等の推移の見込み

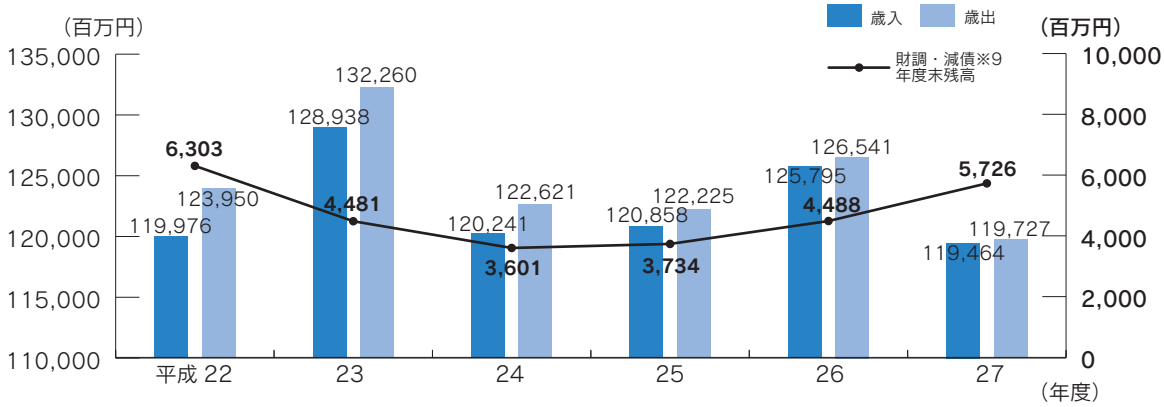

※3 地方特例交付金
恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするために、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直しなどが行われるまでの間、国から交付される交付金。

※4 地方財政計画
翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込みについて内閣が作成し、公表しているもの。

※5 臨時財政対策債
地方財政計画における地方の財源不足に対処するため、特例として発行される地方債。

※6 一般財源
財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。市税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金など。

※7 投資的経費
各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費のこと。

※8 公債費
地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金などの義務的な経費。

※9 財調・減債
財政調整基金(年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金)と、減債基金(公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金)。

｜イ｜市債残高

新庁舎建設など大規模事業の本格化により、市債※10発行額は増加の傾向にありますが、公的資金補償金免除繰上償還※11の活用のほか、過去の市債の償還が終了することにより、市債残高は、平成24年度以降減少すると見込んでいます。市債は、世代間負担の公平性の観点から、公共施設整備などの財源として活用していますが、その償還は財政の圧迫要素となることから、大規模事業の年度間調整や新規発行の抑制などの取組が必要となっています。

公債費等の推移の見込み

（千円）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公債費	15,544,445	15,501,865	15,814,797	15,830,325	15,929,524	16,026,240
市債借入額	15,104,600	16,095,700	11,919,400	13,286,800	12,893,200	9,687,800
年度末市債残高	145,519,517	148,581,591	147,218,815	147,208,431	146,717,994	142,951,224
人件費	25,461,832	24,754,487	24,527,375	24,315,200	23,754,821	22,906,155
普通会計職員数(人)	2,621	2,574	2,527	2,481	2,438	2,401
措置費※12	23,308,482	30,191,310	29,989,621	29,790,749	29,594,953	29,401,871

※10 市債
市が、政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金。

※11 公的資金補償金免除繰上償還
過去に借り入れした金利の高い地方債について、繰上償還できる制度。

※12 措置費
各法律に基づく福祉の措置に要する経費。社会福祉施設処遇に必要な人件費・維持管理費などを内容とする事務費と、利用者の直接処遇に要する生活費などの事業費からなる。